



第 5 回高梁市議会(定例)議案目録

議案番号	件名	結果	頁
認定第 1 号	令和 3 年度高梁市各会計歳入歳出決算認定について		3
認定第 2 号	令和 3 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算認定について		5
認定第 3 号	令和 3 年度高梁市水道事業特別会計決算認定について		7
認定第 4 号	令和 3 年度高梁市下水道事業特別会計決算認定について		9
議案第 6 6 号	高梁市長及び副市長の給料その他給与条例の一部を改正する条例		11
議案第 6 7 号	高梁市工場立地法地域準則条例		15
議案第 6 8 号	高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例		19
議案第 6 9 号	布賀辺地に係る総合整備計画の策定について		21
議案第 7 0 号	西山辺地に係る総合整備計画の策定について		25
議案第 7 1 号	岡山県市町村総合事務組合規約の変更について		27
議案第 7 2 号	令和 4 年度高梁市一般会計補正予算 (第 3 号)		
議案第 7 3 号	令和 4 年度高梁市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)		
議案第 7 4 号	令和 4 年度高梁市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)		

令和3年度高梁市各会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度高梁市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和3年度高梁市一般会計歳入歳出決算

令和3年度高梁市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和3年度高梁市へき地診療所特別会計歳入歳出決算

令和3年度高梁市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和3年度高梁市介護保険特別会計歳入歳出決算

令和3年度高梁市養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算

令和3年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算

令和3年度高梁市畑地かんがい事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度高梁市地域開発事業特別会計歳入歳出決算

令和3年度高梁市巨瀬財産区特別会計歳入歳出決算

令和3年度高梁市宇治財産区特別会計歳入歳出決算

令和3年度高梁市有漢財産区特別会計歳入歳出決算

令和4年9月2日提出

高梁市長 近藤隆則



認定第 2 号

令和 3 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則



令和3年度高梁市水道事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度高梁市水道事業特別会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

高梁市長 近藤隆則



令和3年度高梁市下水道事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度高梁市下水道事業特別会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

高梁市長 近藤隆則



高梁市長及び副市長の給料その他給与条例の一部を改正する条例

高梁市長及び副市長の給料その他給与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 4 年 月 日制定)

高梁市長及び副市長の給料その他給与条例の一部を改正する条例

高梁市長及び副市長の給料その他給与条例（平成 16 年高梁市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

題名中「高梁市長及び副市長」を「高梁市長等」に改める。

第 1 条に次の 1 号を加える。

(3) 教育長

別表に次のように加える。

教育長	〃 627,600円
-----	------------

附 則（令和 4 年高梁市条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 11 月 16 日から施行する。  
（高梁市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止）
- 2 高梁市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 39 号）は、廃止する。

提 案 理 由

教育長の勤務時間等の見直しに伴い、必要な事項を定めるため。

(参考)

高梁市長及び副市長の給料その他給与条例新旧対照表

改正案	現行														
<p>高梁市長等の給料その他給与条例 (趣旨) 第1条 次に掲げる職員に対して支給する給与については、この条例の定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 教育長</p> <p>別表(第2条関係)</p>	<p>高梁市長及び副市長の給料その他給与条例 (趣旨) 第1条 次に掲げる職員に対して支給する給与については、この条例の定めるところによる。 (1)・(2) 略</p> <p>別表(第2条関係)</p>														
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="235 711 566 756">区分</th><th data-bbox="566 711 1088 756">給料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="235 756 566 802">市長</td><td data-bbox="566 756 1088 802">月額 830,000円</td></tr><tr><td data-bbox="235 802 566 849">副市長</td><td data-bbox="566 802 1088 849">" 670,000円</td></tr><tr><td data-bbox="235 849 566 895">教育長</td><td data-bbox="566 849 1088 895">" 627,600円</td></tr></tbody></table>	区分	給料の額	市長	月額 830,000円	副市長	" 670,000円	教育長	" 627,600円	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1111 711 1442 756">区分</th><th data-bbox="1442 711 1964 756">給料の額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1111 756 1442 802">市長</td><td data-bbox="1442 756 1964 802">月額 830,000円</td></tr><tr><td data-bbox="1111 802 1442 849">副市長</td><td data-bbox="1442 802 1964 849">" 670,000円</td></tr></tbody></table>	区分	給料の額	市長	月額 830,000円	副市長	" 670,000円
区分	給料の額														
市長	月額 830,000円														
副市長	" 670,000円														
教育長	" 627,600円														
区分	給料の額														
市長	月額 830,000円														
副市長	" 670,000円														

(参考1)

## 高梁市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等 に関する条例（抜すい）

(給料)

第2条 給料の額は、月額60万円とする。

(その他の給与)

第3条 前条に定めるほか、扶養手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 前項の手当の額は、高梁市職員の給与に関する条例（平成16年高梁市条例第40号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算して得た額とする。この場合において、期末手当、勤勉手当の基礎額の算定に用いる割合は、最も高い割合を適用する。

(勤務時間等)

第5条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については高梁市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年高梁市条例第30号）を、職務に専念する義務の免除については高梁市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成16年高梁市条例第29条）第2条の規定を準用する。

(参考2)

教育長の期末手当及び勤勉手当の変更内容

【現 行】高梁市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例 (月)

	6月期	12月期	計
期末手当	1. 2 0	1. 2 0	2. 4
勤勉手当	0. 9 5	0. 9 5	1. 9
計	2. 1 5	2. 1 5	4. 3

注) 令和3年人事院勧告を反映し、在職期間を6箇月とした場合

【変更後】高梁市長等の給料その他給与条例 (月)

	6月期	12月期	計
期末手当	1. 8 2 5	1. 8 2 5	3. 6 5
勤勉手当	—	—	—
計	1. 8 2 5	1. 8 2 5	3. 6 5

注) 令和3年人事院勧告を反映し、在職期間を6箇月とした場合

高梁市工場立地法地域準則条例

高梁市工場立地法地域準則条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

高梁市条例第 号

(令和 4 年 月 日制定)

高梁市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(適用区域)

第 3 条 この条例は、次に掲げる区域に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域（以下「準工業地域」という。）
- (2) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業地域、同号に規定する用途地域の定めのない地域及び同法第 5 条第 1 項に規定する都市計画区域以外の区域（以下「工業地域等」という。）

(緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 4 条 前条各号に掲げる区域の緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	100 分の 10 以上	100 分の 15 以上
工業地域等	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上

2 特定工場の敷地が前条各号に掲げる区域及びそれら以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における前項の規定の適用については、それぞれの区域の当該敷地に占める面積の割合（以下「敷地割合」という。）につき、準工業地域又は工業地域等の敷地割合が最も高い場合には、当該区域に係る規定を当該敷地について適用し、それら以外の区域の敷地割合が最も高い場合には、当該敷地について適用しない。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第5条 準工業地域及び工業地域等における緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えない範囲内において、緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

（隣接する地方公共団体の長との協議）

第6条 特定工場の敷地が市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の運用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定めるものとする。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第4条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則（備考）1の二及び三並びに（備考）3の規定による。この場合において、法準則（備考）1の二中「0.2」とあるのは、準工業地域にあつては「0.1」と、工業地域等にあつては「0.05」と、法準則（備考）1の三中「0.25」とあるのは、準工業地域にあつては「0.15」と、工業地域等にあつては「0.1」と、法準則（備考）3の一中「0.2」とあるのは、準工業地域にあつては「0.1」と、工業地域等にあつては「0.05」と、法準則（備考）3の二中「0.25」とあるのは、準工業地域にあつては「0.15」と、工業地域等にあつては「0.1」と読み替えるものとする。

## 提 案 理 由

工場立地法の規定に基づき、特定工場に係る緑地面積率及び環境施設面積率の基準を定めるため。



高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例

高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

高梁市長 近藤隆則

高梁市条例第 号

(令和4年 月 日制定)

高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例

高梁市立幼稚園条例（平成16年高梁市条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表高梁市立高梁南幼稚園の項を削る。

附 則（令和4年高梁市条例第 号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提 案 理 由

高梁市立高梁南幼稚園を高梁市立高梁幼稚園へ統合するため。

(参考)

高梁市立幼稚園条例新旧対照表

改正案		現行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
幼稚園の名称	位置	幼稚園の名称	位置
高梁市立高梁幼稚園	高梁市中之町7番地	高梁市立高梁幼稚園	高梁市中之町7番地
(略)		高梁市立高梁南幼稚園	高梁市上谷町4348番地
		(略)	

布賀辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

布賀はくうん荘改修事業の実施に伴い、総合整備計画を策定するため。

(別紙)

## 総合整備計画(案)

岡山県高梁市 布賀辺地

(辺地の人口 154人 面積 4.4km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概要

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

向、郷、中、大原、東

(2) 地域の中心の位置

高梁市備中町布賀620番地2

(3) 辺地度数

147点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

備中町布賀地域は、市の中心部から30km以上離れた山間部に位置し、生活条件等の不利性から、人口減少や少子高齢化が進み、集落活動や経済活動が低下するとともに、地域の活力が衰退している。

このような地域にあつて、渡り拍子を始めとする芸能・文化伝承活動やぼっけえ祭りの開催による都市部等との交流事業、コミュニティ活動を通じての住民相互交流が図られている。こうした活動を継続させるとともに、安心な暮らしの確保や活力ある地域社会の実現に向けての取り組みを行うため、その拠点となる施設は大変重要である。

現在、布賀地域のコミュニティ活動の拠点施設は「布賀はくうん荘」であるが、廃校となった小学校跡地へ昭和52年に建設した施設であり、衛生整備やバリアフリー化が行われておらず、地域全体から大規模な改修の要望が出ている。このため、地域住民はもとより利用者が安全・安心で清潔に使うことができるための施設整備を行い、拠点としての機能回復を図ることにより、地域コミュニティの維持、また活力ある地域づくりを目指す。

### 3 公共的施設の整備計画

令和4年度の1年間

(単位 千円)

区 分		事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
施設名	事業主体名		特定 財源	一般 財源	
布賀はくうん荘	高梁市	20,300		20,300	20,300
合	計	20,300		20,300	20,300

(参考)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための  
財政上の特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

2～4 略

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

6～8 略

西山辺地に係る総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定めるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

風致園整備事業の実施に伴い、総合整備計画を策定するため。

(別紙)

## 総合整備計画(案)

岡山県高梁市 西山辺地

(辺地の人口 184人 面積 20.2km<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概要

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

簾竹、高岩、目尾、奈良熊、麓、二五砂、六日、吉家、大蔵、高山、山光園

(2) 地域の中心の位置

高梁市備中町西山1766番地7

(3) 辺地度数

229点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

備中町西山地域は、市の中心部から40km以上離れた山間部に位置し、生活条件等の不利性から、人口減少や少子高齢化が進み、集落活動や経済活動が低下するとともに、近年、小学校が廃校になるなど地域の活力が衰退している。

風致園は、明治時代に同地域の庄屋であった赤木家から旧備中町に寄贈され、今でも大切に地域住民で管理し、郷土の歴史や憩いの場として大変重要な場所となっている。

同園では、樹齢300年以上と推定される備中天神桜が春には咲き誇り、地域内外から親しまれていることから、地域のシンボルである風致園の整備を実施することにより、地域コミュニティの維持や観光振興、また活力ある地域づくりを目指す。

### 3 公共的施設の整備計画

令和4年度の1年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
風致園	高梁市	23,000		23,000	23,000
合	計	23,000		23,000	23,000

岡山市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年3月31日をもって岡山市町村総合事務組合から竹川組合が脱退することを承認するとともに、岡山市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

高梁市長 近藤隆則

提 案 理 由

岡山市町村総合事務組合同規約の変更に係る協議のため。

(別紙)

岡山県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合同規約（平成17年岡山県指令市第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1中 「竹川組合  
大正池水利組合」 を「大正池水利組合」に改める。

別表第2第3条第2号及び第3号に関する事務の項中「，竹川組合」を削る。

附 則

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行し、変更後の岡山県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(参考)

## 地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（規約等）

第287条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 一部事務組合の名称
- (2) 一部事務組合の構成団体
- (3) 一部事務組合の共同処理する事務
- (4) 一部事務組合の事務所の位置
- (5) 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (6) 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- (7) 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(参考)

岡山県市町村総合事務組合規約新旧対照表

改正案	現行
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)
岡 山 市	岡 山 市
倉 敷 市	倉 敷 市
津 山 市	津 山 市
玉 野 市	玉 野 市
笠 岡 市	笠 岡 市
井 原 市	井 原 市
総 社 市	総 社 市
高 梁 市	高 梁 市
新 見 市	新 見 市
備 前 市	備 前 市
瀬 戸 内 市	瀬 戸 内 市
赤 磐 市	赤 磐 市
真 庭 市	真 庭 市
美 作 市	美 作 市
浅 口 市	浅 口 市
和気郡 和 気 町	和気郡 和 気 町
都窪郡 早 島 町	都窪郡 早 島 町
浅口郡 里 庄 町	浅口郡 里 庄 町
小田郡 矢 掛 町	小田郡 矢 掛 町
真庭郡 新 庄 村	真庭郡 新 庄 村
苫田郡 鏡 野 町	苫田郡 鏡 野 町
勝田郡 勝 央 町	勝田郡 勝 央 町

奈 義 町  
 英田郡 西 栗 倉 村  
 久米郡 久 米 南 町  
           美 咲 町  
 加賀郡 吉 備 中 央 町  
 旭東用排水組合  
 備南衛生施設組合  
 勝英衛生施設組合  
 旭川中部衛生施設組合  
 和気赤磐し尿処理施設一部事務組合  
 和気北部衛生施設組合  
 岡山市久米南町国民健康保険病院組合  
 和気老人ホーム組合  
 岡山県市町村税整理組合  
 岡山県中部環境施設組合  
 津山圏域衛生処理組合  
 久米老人ホーム組合  
 井原地区消防組合  
 勝田郡老人福祉施設組合  
 東備消防組合  
 柵原吉井特別養護老人ホーム組合  
 \_\_\_\_\_  
大正池水利組合  
 田原用水組合  
 柵原，吉井，英田火葬場施設組合

奈 義 町  
 英田郡 西 栗 倉 村  
 久米郡 久 米 南 町  
           美 咲 町  
 加賀郡 吉 備 中 央 町  
 旭東用排水組合  
 備南衛生施設組合  
 勝英衛生施設組合  
 旭川中部衛生施設組合  
 和気赤磐し尿処理施設一部事務組合  
 和気北部衛生施設組合  
 岡山市久米南町国民健康保険病院組合  
 和気老人ホーム組合  
 岡山県市町村税整理組合  
 岡山県中部環境施設組合  
 津山圏域衛生処理組合  
 久米老人ホーム組合  
 井原地区消防組合  
 勝田郡老人福祉施設組合  
 東備消防組合  
 柵原吉井特別養護老人ホーム組合  
竹川組合  
大正池水利組合  
 田原用水組合  
 柵原，吉井，英田火葬場施設組合

津山広域事務組合  
 高梁地域事務組合  
 岡山県市町村総合事務組合  
 岡山市久米南町衛生施設組合  
 津山圏域消防組合  
 岡山県後期高齢者医療広域連合  
 岡山県井原地区清掃施設組合  
 湛井十二箇郷組合  
 総社広域環境施設組合  
 備南競艇事業組合  
 津山圏域資源循環施設組合  
 八ヶ郷合同用水組合  
 円城財産区  
 新山財産区  
 津賀財産区  
 星田財産区  
 黒木財産区  
 西水砂財産区

## 別表第2（第3条関係）

第3条第1号に関する事務	略
第3条第2号及び	玉野市，井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気

津山広域事務組合  
 高梁地域事務組合  
 岡山県市町村総合事務組合  
 岡山市久米南町衛生施設組合  
 津山圏域消防組合  
 岡山県後期高齢者医療広域連合  
 岡山県井原地区清掃施設組合  
 湛井十二箇郷組合  
 総社広域環境施設組合  
 備南競艇事業組合  
 津山圏域資源循環施設組合  
 八ヶ郷合同用水組合  
 円城財産区  
 新山財産区  
 津賀財産区  
 星田財産区  
 黒木財産区  
 西水砂財産区

## 別表第2（第3条関係）

第3条第1号に関する事務	略
第3条第2号及び	玉野市，井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気

第3号に関する事務	町, 早島町, 里庄町, 矢掛町, 新庄村, 鏡野町, 勝中央町, 奈義町, 西栗倉村, 久米南町, 美咲町, 吉備中央町, 旭東用排水組合, 備南衛生施設組合, 勝英衛生施設組合, 旭川中部衛生施設組合, 和気赤磐し尿処理施設一部事務組合, 和気北部衛生施設組合, 岡山市久米南町国民健康保険病院組合, 和気老人ホーム組合, 岡山市町村税整理組合, 岡山県中部環境施設組合, 津山圏域衛生処理組合, 久米老人ホーム組合, 井原地区消防組合, 勝田郡老人福祉施設組合, 東備消防組合, 柵原吉井特別養護老人ホーム組合_____, 大正池水利組合, 田原用水組合, 柵原, 吉井, 英田火葬場施設組合, 津山広域事務組合, 高梁地域事務組合, 岡山県市町村総合事務組合, 岡山市久米南町衛生施設組合, 津山圏域消防組合, 岡山県後期高齢者医療広域連合, 岡山県井原地区清掃施設組合, 湛井十二箇郷組合, 総社広域環境施設組合, 備南競艇事業組合, 八ヶ郷合同用水組合, 円城財産区, 新山財産区, 津賀財産区, 星田財産区, 黒木財産区, 西水砂財産区
第3条第4号に関する事務	略

第3号に関する事務	町, 早島町, 里庄町, 矢掛町, 新庄村, 鏡野町, 勝中央町, 奈義町, 西栗倉村, 久米南町, 美咲町, 吉備中央町, 旭東用排水組合, 備南衛生施設組合, 勝英衛生施設組合, 旭川中部衛生施設組合, 和気赤磐し尿処理施設一部事務組合, 和気北部衛生施設組合, 岡山市久米南町国民健康保険病院組合, 和気老人ホーム組合, 岡山市町村税整理組合, 岡山県中部環境施設組合, 津山圏域衛生処理組合, 久米老人ホーム組合, 井原地区消防組合, 勝田郡老人福祉施設組合, 東備消防組合, 柵原吉井特別養護老人ホーム組合, <u>竹川組合</u> , 大正池水利組合, 田原用水組合, 柵原, 吉井, 英田火葬場施設組合, 津山広域事務組合, 高梁地域事務組合, 岡山県市町村総合事務組合, 岡山市久米南町衛生施設組合, 津山圏域消防組合, 岡山県後期高齢者医療広域連合, 岡山県井原地区清掃施設組合, 湛井十二箇郷組合, 総社広域環境施設組合, 備南競艇事業組合, 八ヶ郷合同用水組合, 円城財産区, 新山財産区, 津賀財産区, 星田財産区, 黒木財産区, 西水砂財産区
第3条第4号に関する事務	略

第3条第 5号に関 する事務	略
----------------------	---

第3条第 5号に関 する事務	略
----------------------	---